

議案第47号

天理市立メディカルセンターの設置等に関する条例の制定について
天理市立メディカルセンターの設置等に関する条例を次のように制定しようとする。

平成25年6月7日提出

天理市長 南 佳 策

天理市立メディカルセンターの設置等に関する条例

(設置)

第1条 本市の地域医療の確保と市民の健康増進を目的とし、市民に充実した地域医療を提供するため、天理市立メディカルセンターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 天理市立メディカルセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天理市立メディカルセンター	天理市富堂町300番地11

(事業)

第3条 天理市立メディカルセンター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 外来患者の診療及び在宅看護に関すること。
- (2) 各種健康診断業務、予防接種、医学的リハビリテーション及び糖尿病教室等に関すること。
- (3) 睡眠時無呼吸症候群の診療に関すること。

(施設等)

第4条 前条の事業を行うため、センターに次の表の左欄に掲げる施設を置き、各施設の主な業務は、同表の右欄に定めるとおりとする。

施設名	主な業務
天理市診療所	外来患者の診療及び在宅看護に関すること。
天理市健診センター	各種健康診断、予防接種、医学的リハビリテーション及び糖尿病教室等に関すること。
天理市睡眠呼吸障害センター	睡眠時無呼吸症候群の診療に関すること。

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、センターの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(診療等の受付時間及び休診日)

第6条 センターの診療等の受付時間及び休診日は、規則で定める。

(業務の範囲)

第7条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) センターにおける診療等に関すること。
- (2) 前号に付随する事務に関すること。
- (3) 施設及び設備の維持管理（大規模な改修に係るものを除く。）に関すること。
- (4) その他センターの管理に関し市長が必要と認める業務

2 指定管理者は、前項に規定する業務を行うに当たっては、関係法令を遵守するとともに、良質な医療を市民に公平に提供しなければならない。

(診療科目等)

第8条 天理市診療所（以下「診療所」という。）の診療科目は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、診療科目を変更することができる。

- (1) 内科
- (2) 外科
- (3) 婦人科

2 診療所は、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅療養管理指導を行う。

(利用料金及び手数料)

第9条 センターの診療等を受ける者（以下「利用者」という。）の利用料金は、健康保険法（大正11年法律第70号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定に基づき定められた診療報酬の算定方法による額とする。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用

を受ける者については、奈良労働局長と奈良県労災指定病院協会長の協定価格とする。

2 訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅療養管理指導を受ける利用者の利用料金は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）及び厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成12年厚生省告示第22号）により算定した額とする。

3 前2項の規定により算定し難い利用料金は、地方自治法第244条の2第9項の規定により、別表に定める額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

4 診断書、各種届出書類、証明書等（以下「診断書等」という。）の交付に要する手数料の額は、別表第3項に定める額とする。

（利用料金及び手数料の徴収）

第10条 前条の利用料金及び手数料は、その都度徴収するものとする。

（利用料金の収入）

第11条 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、第9条第1項から第3項までの利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

（利用料金等の減免）

第12条 指定管理者は、市長の承認を得て別に定めるところにより、第9条の利用料金及び手数料の額を減額し、又は免除することができる。

（利用の制限）

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を制限することができる。

- (1) 利用者がセンターに関する規定に違反し、又は職員の指示に従わず、若しくは著しく不都合な行為を行ったとき。
- (2) センターの診療科において診療ができないとき。
- (3) その他指定管理者が必要と認めるとき。

（損害賠償等）

第14条 センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その原状回復義務又は賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後のセンターの運営に関し必要な手続は、同日前においても行うことができる。

(天理市立病院事業の設置等に関する条例の廃止)

- 3 天理市立病院事業の設置等に関する条例（昭和43年3月天理市条例第4号）は、廃止する。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に市長に対しされている前項の規定による廃止前の天理市立病院事業の設置等に関する条例の規定に基づく申請その他の行為は、指定管理者に対しされたものとみなす。

別表（第9条関係）

料金表

1 交通事故による患者の料金

第三者行為に係る交通事故の患者の料金で、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく療養の給付に係るものについては、診療報酬点数表の費用額算定表に準じて算定するものとし、当該単価の50パーセント増とする。

2 個別料金

- (1) 健康診断に係る料金 市長が定める額
- (2) 診察券再発行料 100円
- (3) 料金表に定めのない利用料金 指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額

3 手数料

診断書等の料金は、1通につき500円以上5,000円以下とする。

4 料金の徴収

- (1) 徴収する額は、前3項に定められた料金の額の合計額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を加算した額とする。ただし、次に掲げる料金については、この限りでない。

ア 第1項の交通事故による患者の料金

イ 第2項第2号の診察券再発行に係る料金

- (2) 徴収する額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入する。